

名古屋腎代替療法・SDM研究会 会 則

Nagoya Society for Renal Replacement Therapy
and Shared Decision Making

制定・施行日
2026年9月1日

本部・事務局
名古屋プログレス 腎臓内科・透析 丸の内駅前クリニック
〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦1丁目4番16号 KDX名古屋日銀前ビル2階

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、「名古屋腎代替療法・SDM研究会」(以下「本会」という)と称する。英文名を「Nagoya Society for Renal Replacement Therapy and Shared Decision Making」とする。

第2条(本部および事務局)

1. 本会の本部は、名古屋プログレス 腎臓内科・透析 丸の内駅前クリニックに置く。
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1丁目4番16号 KDX名古屋日銀前ビル2階
2. 本会の事務局は、本部内に置く。
3. 本部は、本会の活動拠点として、研究会、講演会、教育活動、研究活動、会員間の連絡、広報その他本会の運営に必要な業務を行う。
4. 本部および事務局の所在地を変更する場合は、幹事会の承認を得るものとする。
5. 本会は、上記医療機関を本部・事務局所在地とするが、特定の医療機関の院内研究会ではなく、独立した学術研究会として運営する。
6. 学術活動、研究発表、演題採択、研究助成、役員選任その他の学術的意思決定について、本部を置く医療機関、特定の医療機関、企業または団体から不当な影響を受けないものとする。

第3条(目的)

- 本会は、慢性腎臓病(CKD)および腎不全診療に携わる医療者、研究者、教育者、患者・家族その他の関係者が、腎代替療法およびShared Decision Making(SDM: 共同意思決定)について学び、研究し、実践し、経験を共有することを通じて、患者一人ひとりの価値観、生活背景、人生設計および希望を尊重した腎臓医療の実現に寄与することを目的とする。
2. 本会は、腎代替療法の選択を単なる治療方法の選択ではなく、患者がその人らしい人生を継続するための重要な意思決定の一つと位置づける。
 3. 本会は、医学的妥当性のみならず、患者の生活、就労、家族、社会参加、通院負担、経済的・社会的背景、人生観および将来の希望を含めた包括的な意思決定支援を重視する。

第4条(基本理念)

本会は、以下の理念を基本とする。

1. Patient-centered Care: 患者本人を医療の中心に置き、その価値観、希望、生活背景および人生設計を尊重する。
2. Shared Decision Making: 医療者が一方的に治療方針を決定するのではなく、患者・家族と医療者が医学的情報と価値観を共有し、ともに意思決定する。
3. Choice: 血液透析、腹膜透析、在宅血液透析、腎移植、保存的腎臓療法等、多様な選択肢を尊重する。
4. Multidisciplinary Care: 多職種による協働を重視する。
5. Evidence and Research: 科学的根拠に基づく医療を重視し、臨床研究、実践研究および教育研究を推進する。
6. Life with Kidney Disease: 腎臓病や腎代替療法があっても、その人らしい人生を継続できる医療を目指す。

第2章 事業

第5条(事業)

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 腎代替療法およびSDMに関する学術集会、研究会、講演会、セミナーおよび勉強会の開催
2. 腎代替療法およびSDMに関する臨床研究、基礎研究、実践研究および教育研究
3. 血液透析、腹膜透析、在宅血液透析、腎移植、保存的腎臓療法等に関する研究および情報交換

4. 腎代替療法選択におけるSDMの実践方法、評価方法および教育方法の研究
5. 患者教育、療養支援、ACP、就労支援および社会参加支援に関する研究
6. 腎代替療法患者のQOL、PROおよび患者体験に関する研究
7. 医療者に対するSDM教育および腎代替療法教育
8. 医療機関、大学、研究機関、行政、関連学術団体等との連携
9. 国内外の関連学術団体等との学術交流
10. 患者・家族および一般市民への啓発活動
11. 研究成果の学会発表、論文発表その他の学術的発信
12. 若手医師、看護師、臨床工学技士その他の医療者の研究・教育活動の支援
13. 災害時における腎代替療法患者支援および医療機関間連携
14. 地域における腎代替療法提供体制および医療連携の向上
15. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

第6条(会員の種類)

本会は、正会員、学生会員、賛助会員、名誉会員およびその他幹事会が必要と認めた会員をもって構成する。

第7条(正会員)

正会員は、本会の目的に賛同し、腎臓病診療、腎代替療法、SDM、患者支援、医学研究、教育等に関心を有する個人とする。

第8条(学生会員)

学生会員は、大学、大学院、専門学校その他の教育機関に在籍し、本会の目的に賛同する者とする。会費を減免することができる。

第9条(賛助会員)

賛助会員は、本会の目的および活動に賛同し、本会を支援する企業、団体その他の組織とする。学術的意思決定に不当な影響を及ぼしてはならない。

第10条(名誉会員)

本会の発展に特に顕著な功績を有する者について、幹事会の推薦により名誉会員とすることができる。

第11条(入会)

本会への入会を希望する者は、所定の方法により申請し、幹事会の承認を得るものとする。

第12条(退会)

会員は、所定の方法により退会を申し出ることにより、任意に退会することができる。

第13条(会員資格の喪失)

会員が退会、死亡・解散、会費の長期滞納、名誉・信用を著しく損なう行為その他幹事会が不適当と判断する場合、その資格を失う。

第4章 役員

第14条(役員)

本会に、代表世話人1名、副代表世話人若干名、幹事若干名、監事2名以内、事務局長1名、会計担当幹事1名以上を置く。

第15条(代表世話人)

代表世話人は、本会を代表し、会務を総括する。学術的中立性および本会の独立性を維持する責務を負う。

第16条(副代表世話人)

副代表世話人は代表世話人を補佐し、代表世話人に事故または支障がある場合、その職務を代行する。

第17条(幹事)

幹事は幹事会を構成し、本会の事業、研究、教育、広報、財務その他の運営に関する事項を協議する。

第18条(監事)

監事は、本会の会計および会務を監査する。

第19条(事務局長)

事務局長は、代表世話人の指示のもと、本会の事務、会員管理、研究会開催、広報その他の実務を統括する。

第20条(会計担当幹事)

会計担当幹事は、本会の収支、会費、協賛金その他の会計業務を管理する。

第21条(役員の選任)

役員は、幹事会の推薦に基づき、総会の承認を得て選任する。

第22条(役員の任期)

1. 役員の任期は2年とする。
2. 再任を妨げない。
3. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 幹事会

第23条(幹事会)

幹事会は、本会の運営に関する重要事項を協議し、決定する。

第24条(幹事会の構成)

幹事会は、代表世話人、副代表世話人、幹事、監事、事務局長等で構成する。

第25条(幹事会の審議事項)

幹事会は、事業計画、予算・決算、学術集会、役員、会員、研究助成、企業・団体との協賛、倫理・COI、委員会、会則・諸規程の改廃その他運営に必要な事項を審議する。

第6章 総会

第26条(総会)

総会は、原則として年1回開催する。

第27条(総会の審議事項)

総会では、事業報告、事業計画、収支決算、予算、役員の選任、会則の変更、本会の解散その他幹事会が必要と認めた事項を審議し、承認する。

第28条(議決)

総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第7章 学術活動

第29条(学術集会)

本会は、原則として年1回以上、学術集会または研究会を開催する。

第30条(発表)

会員は、本会の学術集会等において、研究成果、症例報告、実践報告、教育活動等を発表することができる。

第31条(演題採択)

演題の採否は、学術委員会または幹事会が定める基準に基づき、公平かつ適切に決定する。

第32条(研究支援)

本会は、若手医師、看護師、臨床工学技士その他の医療者による研究活動を積極的に支援し、必要に応じて奨励賞、優秀演題賞、研究助成制度等を設けることができる。

第33条(多職種研究)

本会は、医師のみならず、多職種による研究活動を推進する。

第8章 SDM・患者中心医療

第34条(患者中心性)

本会の活動においては、患者本人の意思、価値観、生活背景および人生設計を尊重する。

第35条(腎代替療法の選択)

本会は、血液透析、腹膜透析、在宅血液透析、腎移植、保存的腎臓療法等のいずれかを一律に推奨することを目的としない。それぞれの治療法の医学的適応、利点、限界、生活への影響および患者の価値観を踏まえた意思決定を尊重する。

第36条(SDM)

本会におけるSDMは、医療者が患者に治療法を提示して選択させることだけを意味するものではなく、患者・家族と医療者が情報、価値観、希望および不安を共有し、対話を通じて意思決定するプロセスとする。

第37条(SDM教育)

本会は、医療者がSDMを実践するための知識、コミュニケーション能力および意思決定支援能力を習得できる教育活動を推進する。

第38条(患者・家族の参加)

本会は、可能な限り患者・家族の視点を学術活動に取り入れ、必要に応じて患者・家族、患者会その他の関係者を講演、シンポジウム、教育活動等に招くことができる。

第9章 研究倫理

第39条(研究倫理)

本会に関連する研究活動は、関係法令、国の指針、所属施設の倫理規程および一般的な医学研究倫理を遵守する。

第40条(倫理審査)

倫理審査が必要な研究については、研究者の所属施設等において適切な倫理審査を受けるものとする。

第41条(個人情報)

症例報告、研究発表その他の活動において、患者の個人情報およびプライバシーを適切に保護する。

第42条(患者・家族の尊厳)

本会は、患者・家族が不利益、不当な差別または偏見を受けることのないよう配慮する。

第10章 利益相反

第43条(利益相反)

本会の学術活動における利益相反については、透明性を確保し、研究および学術活動の公正性、透明性ならびに社会的信頼を確保する。

第44条(COI開示)

講演、研究発表、シンポジウム等において、必要に応じて発表者等の利益相反を開示する。

第45条(企業との関係)

企業、団体等からの協賛、寄付または助成を受ける場合であっても、研究内容、演題採択、講演者選定、学術的評価その他の学術活動について、企業等から不当な影響を受けないものとする。

第11章 委員会

第46条(委員会)

本会は、必要に応じて、学術委員会、SDM推進委員会、研究倫理・COI委員会、教育・人材育成委員会、患者・家族支援委員会、広報・地域連携委員会、災害対策委員会、若手・多職種研究推進委員会その他の委員会を設置することができる。

第47条(委員会の運営)

各委員会の構成、任務および運営については、幹事会の承認を得て別途定める。

第12章 会計

第48条(経費)

本会の運営に必要な経費は、会費、研究会参加費、寄付金、企業・団体等からの協賛金、研究助成金その他の収入をもって充てる。

第49条(会費)

会費の額および徴収方法は、別途細則で定める。学生会員および患者・家族については、会費を免除または減額することができる。

第50条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第51条(会計報告)

事務局は、毎年度終了後に収支決算を作成し、監事による監査を受けた上で、総会に報告する。

第13章 学術的中立性

第52条(学術的中立性)

本会は、特定の医療機関、企業、医薬品、医療機器、透析方法または治療法を販売、宣伝または優先的に推奨することを目的としない。

第53条(協賛企業)

1. 協賛企業は本会の活動を支援することができる。
2. 協賛企業は、本会の学術的意思決定に介入することができない。
3. 企業等からの資金提供については、可能な限り透明性を確保する。
4. 企業展示、広告、共催セミナー等を行う場合には、本会の学術的中立性を損なわないよう運営する。

第14章 広報・情報発信

第54条(情報発信)

本会は、ホームページ、SNS、ニュースレター、学術誌その他の媒体を用いて、本会の活動および研究成果を発信することができる。

第55条(情報発信の原則)

本会の情報発信においては、科学的妥当性、患者の尊厳、個人情報保護、学術的中立性、正確性および透明性を重視する。

第15章 地域・社会との連携

第56条(地域連携)

本会は、名古屋市および愛知県を中心として、東海地域の医療機関、大学、研究機関、行政、患者団体、福祉関係機関その他の関係団体との連携を推進する。

第57条(関連学術団体との連携)

本会は、日本透析医学会、日本腎臓学会、日本腹膜透析医学会、日本臨床腎移植学会その他の関連学術団体および地域研究会との学術交流を推進する。

第58条(国内外との学術交流)

本会は、国内外の関連研究会、学術団体および研究機関との交流を推進し、腎代替療法およびSDMIに関する知識・経験の共有を図る。

第59条(将来的な発展)

本会は、名古屋地域における活動を基盤として、将来的には愛知県および東海地域における腎代替療法およびSDMの研究・教育・実践の拠点となることを目指す。活動規模および対象地域の拡大に伴い、名称、組織体制その他必要な事項について変更することができる。

第16章 災害・危機管理

第60条(災害時支援)

本会は、地震、風水害、感染症流行その他の災害時において、腎代替療法患者の安全確保および医療機関間の連携に寄与する活動を行うことができる。

第61条(情報共有)

災害時には、必要に応じて関連学術団体、行政、医療機関その他の関係機関と情報共有を行う。

第17章 会則の変更および解散

第62条(会則の変更)

本会則の変更は、幹事会において審議し、総会の承認を得るものとする。

第63条(解散)

本会の解散は、幹事会の発議により、総会の承認を得て決定する。

第64条(残余財産)

本会を解散した場合に残余財産が生じたときは、幹事会の決議および総会の承認を経て、本会と同様の目的を有する公益的または学術的活動に寄付するものとする。

第18章 補則

第65条(細則)

本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、幹事会の議決を経て別に細則を定める。

第66条(会則の見直し)

本会則は、施行後2年を目安として、その運用状況を検証し、必要に応じて改訂する。

第67条(施行)

本会則は、2026年9月1日より施行する。

附則

1. 設立

本会は、2026年9月1日をもって発足する。

2. 設立時役員

本会の設立時役員については、次のとおりとする。

3. 設立時代代表世話人

本会の設立時代代表世話人は、設立時幹事会において定める。

4. 設立初年度

本会の設立初年度の会計年度は、2026年9月1日から2027年3月31日までとする。

5. 本部および事務局

名古屋プログレス 腎臓内科・透析 丸の内駅前クリニック
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1丁目4番16号 KDX名古屋日銀前ビル2階

6. 設立時の理念

本会は、腎代替療法の選択を「治療法を選ぶこと」ととどめず、「患者がどのような人生を生活したいのかをもに考えること」と捉え、患者・家族と医療者が対話しながら意思決定できる医療の実現を目指す。

7. 将来構想

本会は、名古屋を起点として、愛知県、東海地域、さらに全国へと活動の輪を広げ、腎代替療法およびSDMに関する研究、教育、実践、地域連携の発展に寄与することを目指す。

制定日：2026年9月1日

**名古屋腎代替療法・SDM研究会
設立発起人代表 小野 亘**